

定例監査の結果

1 監査の期間

令和4年4月4日から令和4年4月14日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

危機管理局 危機管理課

(2) 対象期間

令和3年4月1日から令和4年2月28日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において重点項目とした現金収納に係る事務処理について、西尾市予算決算会計規則等の規定に基づき適切に執行されているかどうかを主眼に監査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

ア 契約事務において、契約書に契約保証金に係る記載がないものがあった。

【契約規則第27条】

イ 補助金交付事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

(ア) 補助事業等計画変更届を受けたにもかかわらず、変更交付決定通知書により通知していないものがあった。 【補助金等交付規則第8条】

(イ) 補助事業が完了したにもかかわらず、30日以内に実績報告書の提出を受けていないものがあった。 【補助金等交付規則第9条】